

# 八頭町老人クラブ連合会八東支部規約

## 第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この会は老人クラブ相互の連絡を密にし、その育成強化をはかり老人福祉を推進するとともに、広く地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(名 称)

第 2 条 この会は八頭町老人クラブ連合会八東支部という。

(事務局)

第 3 条 この会の事務局は八頭町社会福祉協議会に置き、会務及び経理を処理する。

2. 事務局は支部長が委嘱する。

(組 織)

第4条 この会は八頭町八東地域内各部落老人クラブをもって組織する。

(事 業)

第5条 この会は第 1 条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 老人クラブ相互の連絡提携。
- (2) 老人クラブの育成強化。
- (3) 関係機関及び関係団体との連携。
- (4) 老人福祉に関する調査研究。
- (5) 指導者の育成並びに研修。
- (6) その他必要と認める事業。

## 第 2 章 役 員

(役員の数)

第6条 この会に次の役員を置く。

- |         |     |          |    |
|---------|-----|----------|----|
| (1) 支部長 | 1名  | (2) 副支部長 | 2名 |
| (3) 理 事 | 若干名 | (4) 監 事  | 2名 |

(役員の仕事)

第7条 支部長はこの会を代表し、会務を総括する。

2. 副支部長は支部長を補佐し、支部長に事故あるときは会務を代行する。
3. 理事は支部長・副支部長を補佐し、会務を処理する。

4. 監事は会計及び会務の執行を監査する。

(役員を選出)

第8条 役員は評議員会において選出する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。但し再選を妨げない。

2. 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。

3. 役員は任期を満了しても、次の役員が就任するまでその職務を行うものとする。

### 第3章 審議機関

(評議員)

第10条 この会に評議員を置く。

2. 評議員は会務を審議決定する。

3. 評議員は、各部落老人クラブ会長の職及び女性役員にあたる者をもってこれに充てる。

### 第4章 会議

(会議)

第11条 この会の会議は、理事会及び評議員会とする。

2. 理事会は支部長・副支部長・理事・監事をもって構成し、必要があるとき開催する。

3. 評議員会は評議員をもって構成し、必要があるとき開催する。

4. 会議は支部長が召集し、その議長となる。

(付帯事項)

第12条 会議に付議する事項は、次のとおりとする。

1. 評議員会

(1) 規約及び内規の制定、改廃。

(2) 事業報告及び収支報告書の承認。

(3) 事業計画及び収支計画書の議決。

(4) 役員を選出。

(5) その他必要な事項。

2. 理事会

(1) 評議員会に付議する事項の審議。

(2) 評議員会で決議された事項の執行。

(3) 評議員会で委任された事項の審議・執行。

(4) その他必要な事項。

(会議の成立及び評決)

第13条理事会及び評議員会は、定員の過半数の出席がなければこれを開くことが出来ない。

2. 会議の議事は出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

## 第 5 章 会 計

(経 費)

第14条この会の経費は、会費・助成金・寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第15条この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日をもって終わる。

## 第 6 章 補 則

(委任事項)

第16条この規約を変更しようとするときは評議員の過半数が出席し、その3分の2以上の同意を得なければならない。

(附 則) 本規約は平成17年7月6日から施行する。  
本規約は平成20年4月10日から施行する。  
本規約は平成29年4月7日から施行する。  
本規約は平成29年9月7日から施行する。  
本規約は平成30年4月6日から施行する。  
本規約は平成31年4月9日から施行する。  
本規約は令和4年4月7日から施行する。